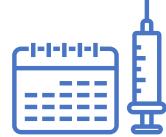


令和8年3月31日で助成期限を迎える 「帯状疱疹ワクチン」予防接種のご案内

助成期限を迎える人

(年齢基準日：令和8年3月31日)



令和8年4月1日以降の接種は全額自己負担になります。



定期接種：令和7年度中に節目年齢を迎える人

⇒65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、
95歳、100歳以上の人（令和7年5月にハガキを送付しています）

令和8年度以降も定期接種は継続しますが、令和7年度の定期接種対象者の助成期限は令和8年3月31日までです。



任意接種：50歳以上で定期接種対象外の人

任意接種の費用助成は令和8年3月31日限りで終了します。

組み換えワクチンは、2か月以上の間隔をあけて接種する必要があります。

令和8年1月31日までに1回目を接種してください。



接種方法

- ・医療機関に直接予約してください。
- ・予診票は医療機関に設置しています。

※市内医療機関のみ

ワクチンの種類・
対象年齢によって
4,000～15,460円の
助成があります



※定期接種・任意接種助成の対象者は、今までに帯状疱疹ワクチンを接種したことがない人に限ります。

お問い合わせ

志摩市健康推進課（保健センター）

電話 0599-44-1105 平日：8:30-17:00